

日タイ関係 1945—1952年、

—在タイ日本人及び在タイ日本資産の戦後処理を中心に—

村嶋英治†

はじめに

本稿は、タイ国側の外交文書を主に利用して、第二次世界大戦における日本の降服から、日タイ外交関係の停止、1952年の外交関係の再開に至る期間における日タイ関係を、在タイ日本人及び日本資産の処分に中心として、明らかにしようとする試みである。この間における両国関係の懸案は殆ど、戦後処理に類するものであり、とりわけ、本稿が対象とするヒトとモノの処分が中心であった。

1941年12月8日の日本軍のタイ進駐後、タイ国は12月21日に日本と同盟条約を締結し、翌年1月25日に英米に対して宣戦を布告した。しかし、1945年8月16日にタイ国は平和宣言の勅令を発し、対英米宣戦の無効を宣言した。その後英軍が、45年9月2日にドーンムアン空港に到着しタイに進駐した。在タイ英軍 (British Troops, Siam) は、1947年5月8日に最終的に撤退するまで在タイした*1。

戦後のタイ国は事実上、英軍の占領下に置かれたのみならず、連合国との条約・協定によっても様々な制約を加えられた。とりわけ、在タイ日本人及び日本資産の扱いを含む、対日関係について、最終的な決定権を有したのは、連合国、なかでもタイに進駐した英軍および在タイの英米公館であった。

本稿では、日タイ外交関係が停止する直前の45年8—9月初における日タイ関係から始め、タイの平和宣言と「日本フォース説」に対する日本大使の事前承諾の事実を見たのち、タイ政府と連合国との軍事協定に基づく、タイ政府の日本人抑留、邦人の残留希望の許可の可否をめぐるタイ英間の見解の違い、邦人の強制送還、次いで、在タイ日本資産の差押え及び処分の実態と問題点、さらに日タイ外交関係再開後の日本資産処理をめぐる日本政府の対タイ交渉について述べる。なお、日タイ間の戦後処理においては、戦中の日本の対タイ債務である特別円問題も重要であるが、本稿では割愛する。

I 日本のフォース説の強化と外交関係の停止

1945年8月11日14時発の電報で東郷外相は在タイ山本熊一大使に、ポツダム宣言の受諾に関して、タイ政府に内報するように訓令した*2。内報は日タイ同盟条約の義務に基づくものであった。

†早稲田大学アジア太平洋研究科教授

*1 タイ外務省文書課, WW (Betalet) 26/13.

*2 日本外務省戦後史料, A'-0119, フラッシュ5。この電報には「なお本件陸海軍の同意を得居らざるに付為念」という注意が付されている。

8月12日15時、山本大使は陸海両武官を帯同して、タイのクアン・アパイウォン首相、シーセナー外相を訪問し、ポツダム宣言受諾用意の通告をした旨を「口上書」*3にて正式に通報した。これに対して、クアン首相は、日タイ同盟条約に基づきもう少し早く通報して欲しかった、タイだけが未だ対英米戦争をしている国として独り取り残されたと諧謔気味に述べた。日本側は原子爆弾の突発的出現などのため、急遽決定せざるを得なかった事情を説明し、クアンは万事了承した。タイ側は在タイ日本軍の存在を考慮して、日本側に最後まで礼を尽くすことを怠らなかつた*4。

タイ側は、山本大使の内報で、初めて日本のポツダム宣言受諾を知ったわけではない。既に8月11日には日本の降服を知り、同日付けで、スパチャラーサイ内務大臣から、各県知事宛に次の命令が出されていた。すなわち、日本は連合国側の宣言を受諾して降服した。現在のところ、連合国の動静は不明である。通常通り公務に就くとともに、誤解から事件が生じないように注意すること。特に日本軍の動きと日本軍の捕虜に対する行為をよく監視すること*5。

8月15日に山本大使はクアン首相、シーセナー外相を訪問し、連合国4国ケ国と戦闘終結に関する協定が成立し、8月14日に天皇の終戦の大詔が煥発されたとして、「大東亜解放及世界平和確立の為帝国と緊密なる提携の下共同戦争完遂に邁進せられたるタイ国政府及国民の真摯なる協力に対し帝国政府は改めて深甚なる謝意を表明すると共にタイ国が東亜の有力なる独立国として興隆発展せらるることを祈念し歴史上曾て一点の汚点を有せざる日タイ両国関係が今後益々親厚敦睦を加ふべきことを希求して止まざる次第なり」という口上書*6を提出した。この時、クアン首相はタイが対英米宣戦無効を宣言することにつき、山本に内諾を求めた。山本は異存はないと答えた*7。

*3 タイ外務省文書課、WW 2/3:3/3に保存されている8月12日の口上書は次の通り。

口上書

日本国大使ハ帝国政府ノ訓令ニ基キタイ国政府ニ対シ左ノ通り陳述スルノ光榮ヲ有ス

一、日本帝国政府ハ内外ノ諸情勢及帝国ノ前途ニ関シ深く省察ヲ加ヘタル結果常ニ世界平和ノ促進ヲ希求シ給ヒ今次戦争ノ継続ニ依リ齊ラサルヘキ戦争ノ惨禍ヨリ人類ヲ救ハシムルヲ速ニ戦闘ノ終結ヲ祈念シ給フ天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ラン為今般瑞西国及ヒ瑞典国政府ヲ通シ米英蘇支四国ニ対シ別添ノ通通報スルト共ニ在東京蘇聯邦大使ニ対シ同様ノ申入ヲ為セリ

二、日本国政府ハ日タイ同盟条約第四条ノ規定ニ基キ前記ノ次第ヲ茲ニタイ国政府ニ内報スルト共ニ今後帝国政府ノ執ルヘキ措置ニ関シテハ必要ニ応ジ追報スヘシ

三、第一項ノ帝国政府ノ措置ニ関連シタイ国政府ニ於テモ何等カ適當ト認メラルル方途ヲ講スル意向アルニ於テハ帝国トノ連繫ノ下ニ即時必要ナル交渉ヲ開始セラルルニ帝国政府トシテ異存無シ

四、大東亜開放及ヒ世界平和確立ノ為帝国ト提携シテ共同戦争ノ完遂ニ邁進セラレタルタイ国政府及国民ノ真摯ナル協力ニ対シ帝国政府ハ此ノ機会ニ改メテ深甚ナル謝意ヲ表明スルト共ニタイ国カ飽迄東亜ノ強力ナル独立国トシテノ地位ヲ保全セラルルハ帝国ノ衷心希念スル所ニシテ且日タイノ関係ハ今後トモ永遠ニ益々親密敦厚ヲ加フヘキヲ確信ス

盤谷 昭和二十年八月十二日

*4 日本外務省記録 A700, 9-69『山本熊一遺稿』pp. 517-526.

*5 タイ外務省文書課、WW 2/3:9/31.

*6 タイ外務省文書課、WW 2/3:3/3. 口上書の全文は以下の通り。

日本国大使ハ帝国政府ノ訓令ニ基キタイ国政府ニ対シ左ノ通り陳述スルノ光榮ヲ有ス

一、日本帝国政府カ米英蘇支四国ニ対シ戦闘終結ノ申込ヲ為シタル次第ニ関シテハ去ル十二日貴国政府ニ内報シ置キタル処其ノ後四国トノ間ニ種々折衝ノ結果今般戦闘終結ニ関スル協定成立シ八月十四日天皇陛下ヨリ終戦ノ大詔煥発セラレタリ

二、日本帝国政府ニ於テ終戦ニ決定シタル所以ハ大詔ニ明カナル通り常ニ世界平和ノ促進ヲ希求シ給ヒ戦争ノ惨禍ヨリ人類ヲ救ハント祈念シ給フ天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ルニアリ

三、大東亜解放及世界平和確立ノ為帝国ト緊密ナル提携ノ下共同戦争完遂ニ邁進セラレタルタイ国政府及国民ノ真摯ナル協力ニ対シ帝国政府ハ改メテ深甚ナル謝意ヲ表明スルト共ニタイ国カ東亜ノ有力ナル独立国トシテ興隆発展セラルルコトヲ祈念シ歴史上曾テ一点ノ汚点ヲ有セサル日タイ両国関係カ今後益々親厚敦睦ヲ加フヘキコトヲ希求シテ止マサル次第ナリ

*7 前掲『山本熊一遺稿』pp. 535-541.

翌16日に、前日に山本大使の内諾を得た平和宣言が、国王の名の下にプリーディー摂政によって発せられた。平和宣言の要旨は次の通りである。すなわち、1941年9月11日に公布施行された「戦時におけるタイ人の義務を定める法律」で、タイ国民は中立を守る堅固な意思を表明し、12月8日には侵略してきた日本軍に身を犠牲にして抵抗した。これらの事実は、42年1月25日の対英米宣戦はタイ国民の意思に反したものであり、憲法および法律の規定にも違反するものであることを示している。また国内外のタイ国民が平和を愛好する連合国を支援したが、この事実も対英米宣戦に国民が賛成ではなかったことをよく示すものである。国王の御名の下に、摂政は米英に対する宣戦は無効であることを宣言する。タイ国は41年12月8日以前に存在した連合国との間の友好関係を回復する決意であり、世界の安定の建設のために連合国にあらゆる協力をする用意がある。日本がタイに与えた領土は返還するし、米英に敵対する法律により生じた損害は補償する*8。

翌8月17日、山本大使はプリーディー摂政を訪問した。プリーディーは山本がタイの対英米宣戦無効宣言に示した態度に関して、「予（山本のこと、筆者）が泰国のとるべき終戦措置に関しフリーハンドを与へたることに對し誠に泰国今日の急境打開上何よりの仕合せなりとて繰り返し繰り返し感謝の意を表した。依って予は貴国が適當の方法例へば昨日發表せられたる宣言により一日も速かに戦争を終結せられんことは帝国政府の最も希望する所である旨を述べた処、摂政は心から予の努力を感謝して居た」。山本は次いで華僑による邦人財産奪取事件が頻発しているのを、保護を要請した。山本は「古来未だ嘗つて汚されたることなき日泰関係が今後も引続き維持せられんことを希望する旨を付言して辞去」した*9。

平和宣言は当時外務省顧問であったワン親王の伝記が記すように、タイが敗戦国の地位を免れるために必要なことであった*10が、タイは平和宣言に先立ち、事前に日本側に内諾を求め、日本側は内諾を与えたのである。タイ側が日本に事前に内諾を求めた理由は、山本も記しているようにタイ領内に多数駐屯する日本軍の存在に配慮したことも一因であろう。日本側はこれに内諾を与えることで、タイの困難な立場の改善に協力した。

山本大使はさらに、戦前・戦中の日タイ関係のあり方の根本に触れる問題に関しても、戦後のタイ側に都合のよい修正を容認している。それは9月6日に山本大使が、ルアン・ウィットット駐日大使の取扱に関する本省からの訓電により、ディレーク・チャイヤナム蔵相を訪問した際の会話にみることができる。ディレークはピブーン首相時代に駐日大使、外相を務め、その後連合国側と秘密に連絡した自由タイの主要メンバーの一人である有力閣僚であった。山本は外相を兼任しているタウィー・ブンヤケート首相を直接訪問するのではなく、旧知のディレークを通じて本省の訓電内容を次のように要請した。即ち、ルアン・ウィットット大使をタイ側が戦犯容疑者とするとの情報があるが、同大使は日タイ親善に努力し、タイ側にも功績のあった人物だから、現在非難はあるようだが、「開戦前後のヴィジット大使

*8 『1945年、年次法令集』（タイ語）、pp. 353-355.

*9 前掲『山本熊一遺稿』pp. 554-559.

*10 ibid., pp. 611-619.

(ルアン・ウィチットのこと一筆者)の立場に付て見るも全く泰国の将来を思へばこそかくの如き措置に出たものと日本は考へて居る」と同大使等に対して同情ある扱いを要請した。これに対してディレークは

日本政府の意のある所は能く了解できる 貴大使との間柄だから極めて単的に御伺ひすることを許されたいと前提し只今の御言葉は此等の人々は日本側からフォースされて止むを得ず要求を容認したものであるとの趣旨に解して差支無きやとの質問があつたから予は其の点は泰国が既に発表した宣戦無効に関する宣言に対し日本側に於て敢て異存ない事実を考慮に入れられ差支無い旨を語り夫れとなく我方の腹の中を打明けた。蔵相は兎に角御申入の趣旨は精々留念善処すべしと述べた。次で予は…、過去久敷に亘つて一度も汚れたことのない日泰関係にも鑑み将来仮令一時的にもせよ国交断絶の如きなき様一層の御尽力を得ば此上なき仕合である。自然大使館の職務執行などに付何等特別の方途を講ぜらるるが如き場合には事前に予報を得ば誠に好都合であると述べたところ外相(ママ)も御申出の点は自分も同感である成るべく御希望に副ふ様取計らふべしと述べて居た。(下線、筆者) *9

山本大使はタイの対英米宣戦無効の平和宣言を容認したのみならず、戦中の日タイ関係は日本が「フォース」したものであることも承認したのである。

タイ国民は中立を望んでいたが、日本にフォースされて意に反して、日本と同盟し英米に宣戦したが、タイ国民の真意は抗日自由タイ運動を組織した点に現れているという、いわば「平和宣言史観」*11が、今日のタイにおいては有力である。これは、タマサート大学にプラピンカーオ橋方向から入る道が、平和宣言の8月16日を記念して「8月16日通り」と近年名付けられたことや、同じく近年バンコク都がオープンした公園が「自由タイ」公園と命名されたこと、などに示される。山本の記録は、終戦直後にタイが日本の強制をオーバーに強調した「平和宣言史観」を創出する過程において、日本側も同意したことを示すものである*12。

上に引用したように、9月6日に山本がディレークを訪問した際、一時的にせよ国交断絶のないように希望を申入たが、同日夜、日本大使館を訪問したクアン元首相にも、山本は「日泰の関係も一応は妙な関係に置かるるだろうが出来る事なら国交断絶迄に立到らないことを希望するとディレック(ディレークのこと、筆者)氏との会見の様話を話した*13。翌7日午後にワン親王が、タウィー首相兼外相の代理として山本大使を訪問し、前日ディレークに山本が事前通報を要請したことに基づき、「泰国は連

*11史実とは認め難い「平和宣言史観」に対して、拙稿「1940年代におけるタイの植民地体制脱却化とインドシナの独立運動」、白石昌也、村嶋英治他著『ベトナムとタイ』、大明堂、1998年、戦中のタイの対日協力を、1940年代を通じたタイの植民地体制脱却化の運動の一環として、見るべきであると論じた。

*12事実在即した詳細な戦前・戦中の日タイ関係について、筆者は現在執筆中である。なお、戦中の日タイ関係の大きな見取り図は、村嶋英治「日タイ同盟とタイ華僑」、『アジア太平洋研究』(成蹊大学) No.13 (1996)、p. 47に示している。

*13タイ外務省外国研究センター「外交面におけるワン親王の天才」、『ワン親王生誕100年』、1991年、p. 33は「その後日本が戦争に敗れた時、戦争中に日本の同盟国の地位にあったタイ国は、自らの意思ではなく強制によって参戦したことを世界の人々に理解させる努力をしたが、それは多大の困難に直面した。このような努力をした理由はタイ国を敗戦国にしないためであった」と記している。

*14前掲『山本熊一遺稿』、p. 626。

合側の要請に基き乍遺憾なく日本大使館及領事館の機能を停止の通告を發するの止むなきに至った」ことを予め通知した。これに対して、山本は「機能停止は国交断絶の意ではないと解して差支無いかと反問したところ（ワン）殿下は国交断絶ではない、只外交機関の機能を停止するに過ぎないと説明を与へ」*15た。

この時、山本が国交断絶をしないように強く要請したことを、ワン親王は「大使は外交機能停止の理由をよく理解しており、機能停止だけで国交断絶ではないことに満足した、…首相に機能停止だけに止め、国交断絶をしないように伝言するように求めた」*16と首相に報告している。

9月11日に、タイ外務省は日本との同盟関係諸協定、即ち、「日本国タイ国間同盟条約」（41年12月21日調印）、「日本国タイ国間文化協定」（42年10月28日調印）、「マライ及シヤン地方に於けるタイ国の領土に関する日本国タイ国間条約」（43年8月20日調印）の破棄を通告*17し、またタイ外務省は日本との外交機能を停止した。これらについて山本は次のように記録している。即ち、

九月十一日泰国外務省から公文で戦争開始後日泰間に締結せられた同盟条約以下関係協定を破棄する旨の正式通牒があつた、国際法上から言へば色々の論議もあろう、又種々意見もあろうが宣戦無効の宣言すら黙認して居ることであり且早くから予期されて居たので其の尽アクノレツジの公文を出し本省に対しても午後電報した。…同日の午後六時二十分（タイ）外務省から正式に公文を以て本日から大使館及領事館の機能を停止する旨の通牒があつた…万事公務執行は此時を以て停止することとした*18。

9月12日にタウィー内閣は総辞職し、17日にセーニー内閣が成立するが、9月12日にタイ政府は「銀行に対する制限令及日本人の取引禁止令を發布し更に日本人の特定地域立退を要求して来た」、9月14日には、「大使館員及領事館員は各官舎に抑留を命ぜらるるに至った」*19。

しかし、その後もタイ政府は、日タイ間は外交関係が停止しているだけであるという見解を持したことは、1946年4月30日付けのディレーク外相から内閣書記官長宛文書に、「法律的には外務省はタイと日本との間には戦争状態が存在するのではなく、外交関係が停止しているに過ぎないという見方をしてゐる」*20と記していることから窺える。

II 日本文民の抑留と強制送還

1. 日本文民抑留の根拠と抑留文民数

45年9月8日にセイロンでタイの軍事使節団の長、セナーナロン中将と東南アジア総司令官マウントバットンと間で、4項から成る Temporary Military Agreement が締結された。その第2項（b）は、Interning all Japanese and German nationals and holding them at the disposal of the Allies; as

*15ibid., pp. 627-628.

*16タイ国立公文書館（NAT），（2）So. Ro. 0201.20/1.

*17『1945年、年次法令集』（タイ語），pp.376-377.

*18前掲『山本熊一遺稿』，pp. 634-636.

*19ibid., pp. 638-639.

*20タイ外務省文書課，WW 2/3:15/1.

indicated by the Supreme Allied Commander.と規定した。同規定を根拠に、タイ政府は9月16日に「連合国に対する敵国人の抑留および事業・資産管理法」を施行し、連合国に代わって日本文民を抑留することとなった。

同法第3条は、「国家の安全、公序良俗のため、首相が敵国人の種類を指定する。敵国人とは、^ア自然人、法人、および敵国人の利益に資する法人格のない団体をいう」と規定し、敵国人との接触は禁止され、敵国人は、銃、爆発物、受信機、通信機、秘密通信具の所持が禁止された。敵国人を収^イ留抑留する権限が担当事務官に付与され、抑留地を許可なく離れた者には、罰則が課せられた。さらに、同法第7条は、「敵国人の事業・資産は、首相が任命した委員会が政令に従い管理する」と定めた*21。

同法第3条の権限により、9月16日付け総理府布告で、日本人とドイツ人が連合国に対する敵国人に指定された*22。これにより、日本人の抑留と日本人資産差押えの法的根拠が整備されたのである。

英公使館員の要請によって福祉局が作成した1946年5月23日時点での、「在タイ日本文民統計」*23によれば在タイ日本文民でタイ政府が抑留した人数は以下の通りである。

- A. 日本大使館敷地に抑留中の者。外交関係者123人（成人男性70人、成人女性24人、16歳以下の者29人）、一般文民29人（成人男性17人、成人女性6人、16歳以下の者6人）。
- B. バーンブアトーン・キャンプ抑留中の者。外交関係者163人（成人男性126人、成人女性32人、16歳以下の者5人）、一般文民3286人（成人男性2670人、成人女性320人、16歳以下の者296人）
- C. バンコク市内居住の者。（成人女性1人、子供1人）

総計すると3603人（成人男性2883人、成人女性383人、16歳以下の子供337人）であった。

2. 邦人のタイ残留希望とタイ政府の対応

1946年2月11日付けで、旧日本大使館の新納克己元参事官は、クアン首相に文書を提出し、約3400人の日本人が^バンブアトーン・キャンプに抑留されているが、この中、約800人がタイ残留希望者である。開戦前からの在タイ者で、タイ人女性と結婚しており、タイ国に役立つ医者、歯医者、など技能をもつ者には、タイ残留を許可して欲しいと要請した*24。この文書が抑留日本人の残留希望に関する最初の文書である。

その後、同年3月23日付けで、シーセーナー内務大臣（内務省所属の福祉局が日本人抑留キャンプを管理）が首相宛てに次の要旨の文書を提出した。すなわち、バーンブアトーン・キャンプの363人の日本人、129人の台湾人から残留希望の申請書が提出された。日本人の中、32人はタイへの帰化も希望している。「連合国に対する敵国人」のタイ残留を許可するかどうかは、外交、政治、経済面の考慮を要する。残留を許可することは、政治的には危険かもしれないが、経済的には利益になるかもしれない、と。

同文書は、残留許可の経済的利益に関して、「タイは小国であり、進歩を促進するためには、資本、

*21 『1945年、年次法令集』（タイ語）pp. 365-368.

*22 タイ外務省文書課，WW 2/4:12/3.

*23 タイ外務省文書課，WW 2/3:15/1，WW 2/3:15/5. 防衛庁防衛研究所図書館蔵『暹羅情状』（第18方面軍司令部）によれば、在タイ邦人数は、45年4月頃まで「約2000名なりしもラングン失陥とともに急激に増加し終戦時は約4000名を超過しありき」。

*24 タイ外務省文書課，WW 2/3:15/1.

知識、技能を外国人に依存しなければならない。もし限られた国の国民のみに、タイに居住して職業を営むことを認めれば、彼らは独占的となり、他国民の権利を奪い、国家の経済・政治上悪い結果をもたらすかもしれない」*25と述べている。

この文書を読んだ外務省の担当事務官タナット・コーマンは、4月10日付けのメモで、「自分の理解が正しければ、内務省の見解は、政治的結果には十分注意を要するが、タイ国内で商売している他の外国人に対して、バランスをとることになるので、経済面では利益になる、ということだと思う」と記している。

これらの記述は、戦後発言力が増大した在タイ華僑に対する balanサーとして、日本人の残留を認めようという考えが存在したことを示している。

タナットの上記メモは、さらに続けて、「残留申請については、法律と政治の両面から考察しなければならない。法律的には、タイ国と日本との間には戦争状態は存在せず、外交関係が停止しているに過ぎない。また、シンガポールやフィリピンには日本人の居住を禁止して法律があるが、タイ国にはそのような法律もない。政府が日本人を抑留しているのは、連合国の名においてであり、抑留は日本人のタイ国残留を許可しないということではない。法律的には、日本人のタイ国居住は禁止されてはいないが、日本人が残留しようとするれば、連合国がタイ国に『連合国に対する敵国人の抑留および事業・資産管理法』の廃止を求めるまでは、抑留を免れない。政治面でも、日本人のタイ居住を許可しない理由はない。但し、警察局が詳しく経歴を調査することが必要だ。この他に、国家に対して利益を与えるかどうかを考慮しなければならない。もし品行方正で基盤が安定しており、国家に利益を与える能力があり、かつ反国家思想を有しない日本人なら、残留許可を与えることができると考える」と述べている。タナットは、日本人に残留許可を与えることは、タイ国内の法律上も政治上も問題はないと論じながらも、同メモで、「本件を政府が考察する前に、英米の態度を口頭で打診すべきである。英米が日本と平和条約を締結する以前に、英米が日本人に与えている以上の権利を、タイ国が日本人に与えれば、タイ国にとって政治的に不利益となる可能性があるからである」と、英米と日本人の残留許可について協議すべきである、と意見具申した*26。

タナットのメモを読んだディレーク外相は、全面的に賛成し、4月30日に同外相名で、タナットのメモの主旨を内閣に提出した。

シティサヤームカーン外務事務次官は、4月29日に英領事と会話した際、日本人残留希望者問題についても話題とした。彼は、英領事が、日本人のタイ残留には反対しないが、その数が多数に上らないこと、残留許可対象者は1939年9月1日以前より在タイして正業に従事するか、もしくはタイ人と結婚して正業に従事していた者で、諜報には関係していない者であることを要する、という条件を示し、手続的には、残留希望者リストをタイ側から英側に提出し、英側が検討するという手順を希望したことを報告している*27。

*25ibid.

*26ibid.

*27ibid.

パーンプアトーン日本人キャンプでは、4月から残留許可の対象となる者の基準を、福祉局が数回発表し、日本人残留希望者は申請書を提出した。しかしその基準は何度も変更されたので、混乱とコラプションが生じた。4月半ばに、福祉局は、最終的な希望者リスト作成のため、専門、職業毎にグループを組んで残留申請を提出するように求めた*28。

5月8日に山本元大使は、既に本人がタイ当局に残留希望を申請しているはずであるがと付して、756名の残留希望者リストを提出した。

続いて、5月11日付けで、日本文民の抑留を担当する内務省福祉局のプラ・パノムナカラーヌラック局長から内務大臣に、日本人のタイ残留希望者リストが提出された。このリストは768名からなり、各人について氏名、性別、年齢、来タイ年月日、職業、タイ人妻子の有無を記しており、残留希望者を次の3タイプに分類していた。すなわち、

A. 日本の企業29社（東洋棉花、三井物産、パイロットペン、日棉、海外土木、川崎汽船、三菱商事、横浜正金など）の職員及び家族193人。

B. 事業を行うために、職場や職種などをもとにグループを組んだ32グループ（タイランドホテル、セイコー時計、病院3ヶ所、製紙業、皮革業、医師、僧侶、水産業、繊維産業、棉作、化学産業、電気など）の470人（家族を含む）。

C. 個人105人（家族を含む）。

上記768名のうち、福祉局長は、a、欧州大戦以前の入タイ者231名、b、欧州大戦開始後の入タイ者であるが、①タイ人妻子がある者37名、②特殊技能をもちタイ政府に奉職していたことがある者19名、③タイ人妻がある者78名、総計365名を残留許可の選考対象者として提案した*29。

5月13日に福祉局長自身が、キャンプを訪問し、上記の残留許可選考基準と対象者数を発表し、上記bの対象者については、タイの閣議を経て、連合国に承認を求めるという手続きを明らかにした*30。福祉局の残留許可選考対象者から漏れた日本人は、上記b②の19名（三菱、三井など大企業の社員）の選考には不審点があり、福祉局長に贈賄した結果であるとする告発書をタイ首相に提出した*31。

5月後半には、邦人およびタイ人から残留許可を求める陳情書が、次のように多数提出された。例えば、タイ政府は国益になる技能者には残留許可を検討するという新聞報道を読んで、江畑朔弥（タイ名、スリヤ、1912年タイ生）他67名はグループをつくり、抑留キャンプのなかでタイに残留した場合に実施する予定のプロジェクト案を作成して残留許可を陳情した。タイ海軍系のサーイファレーブ・パーニット（Saifahlab Phanich Co., Ltd.）社は、水産加工業を開始するために17名の邦人技術者（ビルマからの引揚者が中心で、多くは太平洋水産勤務）の残留を要請した。米人アレクサンダー・マクドナルドは、台湾総督府出資のタイ語新聞カーオ・パーブ社の最新輪転機を用いて、バンコクポスト紙を発刊するに

*28タイ外務省文書課、WW 2/3:15/2。1946年5月16日付けで江畑朔弥（スリヤ）ら日本人67名がタイ首相に提出した告発陳情書。

*29タイ外務省文書課、WW 2/3:15/1。

*30タイ外務省文書課、WW 2/3:15/2。1946年5月16日付けで江畑朔弥ら日本人67名がタイ首相に提出した告発陳情書。

*31ibid.

際して、同社の記者であった逆瀬川澄夫や同社の2名の印刷担当者のタイ残留を求めた。

25年以上にわたってタイ政府の工芸学校の教員であった佐瀬芳之助を長に化学、陶業、ゴム、セナイ、機械、電気などの24名の技術者からなるグループ、企業的農業をやりたいという20名のグループ、あるいは、ラミーを原料として企業化を図りたいという9名の邦人グループなども、残留許可の陳情書を提出した^{*32}。

福祉局が残留希望者にグループを作って申請するように指導したので、グループであれば許可取得が容易になるものと期待して、上記のようなグループ陳情が行われたものと思われる。しかし5月29日の閣議は下記のように、委員会を設置して、グループ単位ではなく、各個人毎に審査することを決めた。

5月21日に、英公使館員とシティ外務事務次官は邦人の残留許可手続きについて協議した。協議をうけて、シティ次官は福祉局長に次のように求めた。1、在タイ日本文民統計を提出すること、2、欧州大戦前から在タイしている邦人を残留させることには、連合国側は反対していないので、特高警察と相談して急いで許可する者のリストを作成すること。英側がこのリストを再検討する。タイ国の害となったり、第五列の活動歴がある者は、絶対に許可しないこと。3、大戦開始後入タイした残留希望者については、厳格に検討してリストを至急作成すること、その後、英側が審査検討する^{*33}。

上記の邦人残留希望者の許可審査の原則と手続きを、5月27日付けで外相は首相に提案した。5月29日の閣議は外相の提案を承認し、残留希望の邦人を個人単位で審査検討するため、内務省、外務省、工業省および特高警察の代表からなる委員会を、設置することを決めた。工業省代表を委員に加えた理由は、技術者を残留させたいという期待からであろう^{*34}。

残留を希望しない日本文民は、バーンブアトーン・キャンプ(2887名)及び日本大使館(133名)に抑留されていた、計3020人が6月16日に、バンコク港を離れた。彼らの氏名、年齢、性別を記したリストがタイ外務省文書課に保存されている^{*35}。

1946年6月22日付けで内務大臣から外相宛に提出された文書によれば、残留を希望して6月16日の送還船に乗船しなかった者は552名であった。同文書には、タイ政府の設置した委員会が下した、残留可否の判定結果が示されていた。残留を認めてよいと判断した者は431名(成人男性289名、女性子供142名)、送還すべきだと判断した者は24名であった。この他に、首相から同委員会の顧問委員に任じられた憲兵司令官サンウォン・スワンナチープ海軍少将が、委員会に出席して「戦争も終わったことであるし、残留希望の日本文民の扱いは、厳重にすべきではなく、国に害ある者だけを除けばよい」という意見を吐いて、特別に残留許可を求めたので、条件をみたしてはいないが、委員会が残留を許可した者が、

*32タイ外務省文書課、WW 2/3:15/1.

*33ibid.

*34ibid.

*35タイ外務省文書課、WW 2/3:15/2. なお、帰還者数について、日本側記録とタイ側記録とは少々異同がある。すなわち、在シャム大使館『終戦後に於ける大使館及在留民に関する報告並びに終戦前後に於けるシャム国事情に関する報告』、昭和21年7月(日本外交史料館、A²-0116、フラッシュ28)2ページは「在留希望者五三五名、連合軍に依り取調中のもの九八名、入院患者二三名(別に付添一名)等を残し、大使館関係者一七四名及一般邦人二、八八〇名は六月十五日引揚船辰日丸に乗船、七月三日無事帰国するを得たのである」と述べている。一方、在タイ日本軍人・軍属の本国送還は、防衛研究所図書館蔵『泰方面部隊史実史料綴』によれば、1946年4月中旬に、在タイ日本軍人軍属(107,438人)の本国送還が開始され、6月末までにバンボン付近の鉄道隊8,000人とバンコク労務隊1,000を残して全員の送還が終了した。

